

2022年7月6日

特定非営利活動法人 ひょうご消費者ネット
理 事 長 鈴 木 尉 久 様

株 式 会 社 ア ガ ル ー ト
代 表 取 締 役 岩 崎 北 洋



回 答 書

貴法人から2022年6月14日付でいただいた質問書に以下の通り回答いたします。

(1)について

- ア 官報に掲載される合格者氏名と弊社受講生データベースを突合して行っております。
- イ 全ての講座受講生を対象としております。
- ウ ア回答の通りです。なお、予備試験については、合格者氏名が公表されないため、合格者占有率は掲載しておりません。
- エ 司法試験の場合、合格者氏名が公表されますので、上記アの通りの基準で行っております。それ以外の試験においては、合格者氏名が公表されませんので、以下の通りの基準で行っております。

(2)について

- ア 有料講座の受講生全員に対して行っております。途中で受講を辞めたという指摘が、講座の中途解約者を指すのであれば、その者に対してはアンケートを行っておりません。
- イ 全ての有料講座受講生を基本としておりますが、講座受講生数が多数に上る場合には、カリキュラム受講生に限ることもございます。
- ウ アンケートに対する自己申告です。
- エ 受験していない人は含まれていません。
- オ アンケートに対する自己申告です。
- カ・キ アンケートはフォームへの回答の形式で行っております。

(3)について

- ア 有料講座の受講生全員に対して行っております。
- イ アンケートに対する自己申告です。
- ウ 受験していない人は含まれていません。
- エ・オ アンケートはフォームへの回答の形式で行っております。

(4)について

- ア カリキュラム受講生全員に対して行っております。

イ 以下の通りです。

- ・【2021 年合格目標】社会保険労務士試験入門総合カリキュラム
- ・【2021 年合格目標】社会保険労務士試験演習総合カリキュラム
- ・【2021 年合格目標】社会保険労務士試験速習カリキュラム

ウ アンケートに対する自己申告です。

エ 受験していない人は含まれていません。

オ・カ アンケートはフォームへの回答の形式で行っております。

(5)について

ア (2)イ回答の通りです。

イ 以下の通りです。

景品表示法26条の「必要な措置」

- ①社員全体会議において、景品表示法を含む法令の遵守の遵守に係る自社の方針、景品表示法を含む自社に関わる法令の内容等の周知・啓発を行う。
- ②法令遵守の方針等の明確化のために、法令遵守の方針を行動規範として定める。
- ③表示等に関する情報の確認のために、表示が事実と整合しているかどうかを確認し、景品表示法の各種運用基準等を参照して表示を検証する。
- ④関係従業員等に対し、社員全体会議・部門別会議等において、表示の根拠となる情報を共有する
- ⑤担当部門ごとに表示等管理担当者を定め、その者が表示の内容を確認する。
- ⑥表示等の根拠となる情報を事後的に確認するために、表示の根拠となる情報を記録し、保存しておく。
- ⑦不当な表示が明らかになった場合、代表者および表示管理担当者が、表示の根拠となった情報を確認し、関係従業員等から実関係を聴取するなどして事実関係を確認したうえ、速やかに当該違反を是正する。また、当該事案等を関係従業員等で共有し、表示の改善のための施策を講じる。

ウ 原則として、受験番号を伝えさせることはしておりません。

以上